

様式第2号（第5条関係）

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

事務局（大塚館長）

みなさん おはようございます。

ただ今より、令和7年度第2回しょうぶ会館運営委員会を開会いたします。

本日は、島田会長様をはじめ運営委員の皆様には、ご多忙のなかご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、しょうぶ会館館長の大塚でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本日、委員の全員が出席されておりますので、しょうぶ会館運営委員会規則第6条第2項に基づきまして、開会できますことをご報告申し上げます。

また、本日の会議内容につきましては、会議録を公開しているため、録音させていただきますことを予め、ご了承ください。

次に、『会議録の公開及び傍聴』につきましては、「審議会等の会議の公開に関する条例」に基づき、会議は原則公開として、会議の傍聴を認めております。

本日の傍聴者は、現在のところ、おりません。

次に、『会議録の署名』ですが、今回の会議録にご署名をいただく委員は、佐藤委員と今村委員のお二人にお願いいたします。

会議録が完成次第、指名された委員さんにはご署名をお願いしたいと存じます。

続きまして、本日の資料のご説明をいたします。

お手元の資料をご覧ください。

まず、事前配布資料として本日の次第A 4、1枚。次に、議題（1）令和7年度しょうぶ会館事業中間報告についてA 3、1枚。次に、議題（2）令和8年度しょうぶ会館事業計画（案）についてA 4、4枚。次に、議題（3）しょうぶ会館大規模改修工事についてA 4、1枚でございます。その他、参考資料として月別利用者一覧表と菖蒲地区の人口グラフにつきましては、各事業の対象や事業展開の参考としていただきますようご用意いたしました。最後に、改修後図面でございますが、運営委員会終了後、お時間がございましたら、改修部分をご覧ください。参考にさせていただきます。

以上になりますが、不足はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、次第の2、挨拶でございます。

はじめに、しょうぶ会館運営委員会の会長 島田久己様、よろしく願いいたします。

（島田会長）

（会長挨拶）

事務局（大塚館長）

ありがとうございました。

続きまして、須田人権推進課長より、ご挨拶申し上げます。

事務局（人権推進課長）

（人権推進課長挨拶）

事務局（大塚館長）

ありがとうございました。

それでは、次第の3、議題に入りたいと存じます。

議事の進行に來ましては、久喜市しょうぶ会館運営委員会規則第6条第1項の規定に基づきまして、島田会長が議長となり議事の進行をお願いしたいと存じます。

島田会長よろしくお願ひいたします。

（島田会長）

それでは、本日の議題に入らせていただきます。

はじめに、3議題（1）の令和7年度しょうぶ会館事業中間報告についてでございます。

事務局より説明をお願いします。

事務局（大八木担当主査）

議題（1）令和7年度事業中間報告について（2月15日現在）をご説明いたします。資料をご覧ください。

初めに5月21日に第1回のしょうぶ会館運営委員会の際にお諮りしました事業計画について、変更したところがありますので報告をさせていただきます。

個別事業名 No.2 日曜卓球は、当初、第2・4日曜日に開催していましたが、参加者の要望と日曜日の貸部屋利用がないことから、11月より毎週日曜開催としました。No.3 グラウンドゴルフは、10月開催を予定していましたが、初心者の方の申込みが多いこともあり10月開始を延期し、11月に体育指導員を講師に招きグラウンドゴルフ教室を開催し、ルールなどを学んでいただき、11月より開始となりました。No.7 スマートフォン教室は、申込者4名のため講師の派遣ができない旨の連絡あ

り中止としました。No. 2 1 夏休みこども教室、No. 2 2 習字教室、No. 2 3 ボードゲーム教室については人権推進事業の共催事業として追加しました。以上が変更したところになります。

続きまして、事業の中間報告となります。No. 1 個別事業名健康カラオケから No. 2 3 ボードゲーム教室までの 2 3 事業の内、No 5 の環境教室以下、番号に黒塗りがされている 1 3 事業については、今回の中間報告における 2 月 1 5 日現在で既に終了している事業となっております。また、No. 1 健康カラオケ以下の 1 0 事業については、3 月までの通年事業やこれから予定しております事業になります。各個別事業の実施時期や時間、会場、回数、参加者数については資料のとおりとなります。No. 1 1 ウォーキング教室については、本日午後開催予定となっております、参加者数の欄には申込者数を記載しております。

以上で議案（1）令和 7 年度事業中間報告について（2 月 1 5 日現在）の説明となります。

（島田会長）

ただいま、議題（1）の令和 7 年度しょうぶ会館事業中間報告についての説明がありました。

ご質問はございませんか。

（堀部委員）

何点か質問させていただきます。実施時期の通年という事業がいくつかありますが、例えば No. 1 3、No. 1 4、No. 2 0、通年という解釈、どのように実施しているのかがわからないのですが、No. 1 3 なつかしい遊び広場という事業は、しょうぶ会館の中に遊び広場があってそこを利用された方がこの人数になっているのですか。No. 1 4 生き物観察も同じなので

すか。ただ、No. 20 ふれあい教室については、通年という意味合いがよくわからないので内容を説明していただければと思います。No. 21 夏休み子ども教室について、こういった事業を行っているのか、これについてもご説明をお願いします。

事務局（大八木担当主査）

実施時期の通年という意味は、特定の月日を設けて行う事業としてではなく、4月から3月までの間に行う事業を通年事業としております。

No. 13 なつかしい遊び広場は、ダルマ落とし、けん玉などの遊具の貸出しをして、図書室で楽しんでいるものです。

事務局（大塚館長）

No. 14 いきもの観察は、しょうぶ会館外周にある池の金魚への餌やり、ラウンジにある棚の上にメダカの水槽を常設してあるため通年といたしました。参加人数の17人につきましては、土手の土に水をいれ何かが発生するかやメダカの卵から孵化までの観察記録の感想、しょうぶ会館脇の桜から採取したクビアカツヤカミキリを見せ、名前がわかるかを書いてもらった人数になります。

事務局（尾白生涯学習課係長）

No. 20 のふれあい教室でございます。こちらは、菖蒲小学校、菖蒲中学校の人権教育主任の先生のご指導のもと、菖蒲小学校児童を対象に毎週月曜日と火曜日に実施しております。学習会や工作、スポーツ、レクリエーション、料理教室などの活動をとおり、異学年との交流を図るものでございます。

No. 21 の夏休み子ども教室につきましては、ふれあい教室同様菖蒲小学校児童を対象に行っており、令和7年度は、7月23日、24日、29

日、30日、31日の5日間実施しました。

菖蒲小学校、菖蒲中学校の人権教育主任の先生のほか、菖蒲小学校の先生方にもご協力いただき、支え合う仲間づくりを進め、児童の学力及び自立意識を育てることを目的として、課題学習や自主学習、映画上映や実験、工作などを行い、多くの子供たちに参加していただきました。

(堀部委員)

ありがとうございます。そうすると No.13 なつかしい遊び広場は、まだ継続中だということですのでよろしいわけですね。参加者数の125人も今後増えるということですね。

事務局 (大八木担当主査)

はい、堀部委員のおっしゃる通りでございます。

(堀部委員)

No.14 いきもの観察は、随時やってきてアンケートをとったのが17人ということで、これは通年という感じではないと思うのですが表記の仕方を考えていただければと思います。あと、No.20 ふれあい教室についても通年というよりは毎週月曜日、火曜日と表記してもいいのかなと思います。表記については検討していただければと思います。内容についてはわかりました。

(島田会長)

ほかに質問はございませんか。

(寺井委員)

No.18 ゆうゆうプラザバレーボール体験ということでやっておりますけれど、参加人数が少なく2人ということですが、例えばPR不足とか、何かの行事と被ってしまったとか何か理由があったのでしょうか。

事務局（安藤担当主査）

菖蒲小学校で実施しているしょうぶっ子ゆうゆうプラザの最終日に、しょうぶ会館ではバレーボール体験、菖蒲小学校ではフロアカーリングを実施したところでございます。バレーボール体験については当初7名が参加する予定でしたが、インフルエンザ等により最終的に2名の参加となったものでございます。

（島田会長）

ほかに質問はございませんか。

無いようですので、令和7年度しょうぶ会館事業中間報告について、承認いただけますでしょうか。

（異議なしの声あり）

（島田会長）

ご異議無いものと認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。

（島田会長）

次に、議題（2）の令和8年度しょうぶ会館事業計画（案）についてでございます。

事務局より説明をお願いします。

事務局（大八木担当主査）

議題（２）令和８年度しょうぶ会館事業計画（案）についてご説明いたします。資料をご覧ください。

令和８年度しょうぶ会館事業計画（案）については、７年度の事業ベースに合わせた事業計画（案）となっておりますが、事業の組み換えを行ったものがあります。主な新規事業としまして、No. 5 手芸教室を８月にNo. 6 植木剪定教室を１０月に、No. 1 3 親子対象事業を年１回 No. 1 5 移動図書館事業を８月に、No. 1 9 手芸教室を８月に実施したいと考えています。

なお、新年度利用者の皆様には、４月入って事業を円滑に進めていくために事業の案内を今月中に進めていきたいと考えておりまして、今後については、早期の事業は暫定的ではありますが継続させていただければと思います。

事務局（尾白生涯学習課係長）

人権教育推進事業につきましては、今年度と同様に４つの事業を実施する予定です。その中で、ふれあい教室につきましては、５月に行われました運営委員会にて大変貴重な意見をいただき、実施内容等について、検討させていただきました。

現在、月曜日と火曜日の週２回、同じ内容で実施しておりますが、火曜日の参加者が極端に少ない傾向にあります。そこで、来年度は、実施内容について、過去に人気のあったものや新規に参加増が見込めるものを検討するとともに、子どもたちの交流をより深めるためにも、少しでも大人数で実施できるよう、実施日を月曜日に統合して、１回あたりの参加者を増やす見直しを行う予定です。

なお、料理教室については、１日にすると定員を超えてしまうため、今まで通り２日に分けて実施する予定です。多くの児童に参加していただき「楽しかった」「参加してよかった」と思ってもらえるよう努めたいと思

います。よろしくお願いいたします。

(島田会長)

ただいま、議題（２）の令和８年度しょうぶ会館事業計画（案）についての説明がありました。

ご質問はございませんか。

(堀部委員)

No.18 ゆうゆうプラザについて、本来は放課後児童を対象として菖蒲小学校で実施するものを、しょうぶ会館で一部実施しているものだと思うのですが、前は２人ということでインフルエンザの影響もあったようですけれど、もともと土曜日に開催されるようですが、参加者数が少ないのであれば場合によっては学校に出向いてというやり方もあるのかなと思いますが、放課後児童クラブは土曜日に実施しているのですか。

(今村副会長)

久喜市全体の小学校で放課後子ども教室を開催しており、菖蒲小学校では、全7回を全て土曜日に実施しております。土曜日に実施する理由としては、保護者のサポートや送り迎えが必要であったりすることもあります。ウィークディの平日では参加者が集まりにくいということもあります。来年度についても全7回を土曜日に実施する予定となっておりますが、例年ですと最終日にしょうぶ会館にサポートをしていただきまして、今年はバレーボール教室でしたが、去年は昔の暮らし体験などもさせておりました経緯があります。

(堀部委員)

わかりました。

菖蒲小学校で実施しているものを、しょうぶ会館で実施しても場所が変わるだけでそんなに影響はないのですか。

(今村副会長)

開会閉会は菖蒲小学校で実施をするのですが、しょうぶ会館までの移動はありますが、より児童が興味を持つような講座が1つ増えるということで参加者増も狙っておりますし、子どもたちにとっては貴重な体験の場となるということで例年お願いしているところでございます。

(堀部委員)

わかりました。

事業内容は、子どもさんや親御さんが参加できるような内容を検討していただければと思います。

(島田会長)

ほかに質問はございませんか。

(堀部委員)

No.2 1 夏休みこども教室という形になっていましたけど、令和8年度は、学習会に変えたようですが何か狙いがあるのでしょうか。

事務局 (尾白生涯学習課係長)

特に他意はございません。

(島田会長)

ほかに質問はございませんか。

(島田会長)

無いようですので、令和8年度しょうぶ会館事業計画（案）について、承認いただけますでしょうか。

(異議なしの声あり)

(島田会長)

ご異議無いものと認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。

(島田会長)

次に、議題（3）のしょうぶ会館大規模改修工事についてでございます。
事務局より説明をお願いします。

事務局（安藤担当主査）

議題3「しょうぶ会館大規模改修工事」について説明します。

最初に、概要です。

しょうぶ会館は、昭和60年に隣保館及び児童館併設の施設として完成しました。

平成11年には、改修工事を行い、隣保館施設としての「ふれあいルーム」を増設しました。これにより、現在の延床面積は、1,159.43㎡となっています。

次に改修についての設計に関する経緯でございます。

令和5年度の設計では、令和4年度の劣化調査に基づき、劣化部分の改

修、部屋の入替え及び増築棟を設けるために必要な設計を行いました。

増築棟を設ける理由といたしましては、しょうぶ会館の北側に接する市道に、小ホールの屋根の一部が越境しており、この状況を是正し、且つ、北側道路の歩道を捻出するために、小ホールの一部を解体し、解体した面積を補う増築棟の建設を計画しておりました。

令和6年度には、増築棟の設計を行う予定でしたが、行財政の健全化のため事業見直しが行われ、延期となりました。

令和7年度の修正設計では、小ホールの屋根の越境に係る改修工事は、国から補助金の対象にならないと県を通じて言われており、最小限の工事のみ実施するものとし、はみ出している部分をカットする工法により行うこと、また、増築棟を設けるために必要な工事に係る設計を見直し、主に劣化部分の改修と部屋の入替えをする設計に変更したものでございます。

次に具体的な改修内容について、ご説明いたします。

しょうぶ会館では、建物の老朽化を調査するため、令和4年度に「劣化調査」を業務委託により実施しており、この結果をもとに大規模改修工事を実施することになりました。

現在、予定している改修箇所についてですが、外壁については、亀裂の補修、アスベスト含有材の一部除去、塗装を実施する予定です。

アスベスト含有材については、レベル3相当とされており、飛散の危険性は低いとされておりますが、飛散しないよう対策を行い撤去していくこととなります。

屋根については、現在の屋根の上に新しい屋根を設置する「カバー工法」と呼ばれる方法で改修を行う予定です。

ベランダ等については、現在敷設している防水シートが剥がれている箇所が多く、一旦剥がして、新たに防水対策を施すものです。

部屋の入替えについては、防犯対策を考慮し、事務室を現在の図書室

の位置に移設し、玄関側に受付窓口を設置し、新しい事務室から玄関を見やすくすることで、入館者を事前に把握しやすくするとともに、駐車場内での様子も確認しやすくなるものです。

このほか、足湯については撤去、自動ドアについては、現在の正面玄関の2枚については更新、小ホール側の玄関については、手動の引き戸とする予定です。

また、電気設備や空調設備の更新、トイレ設備の更新も実施する予定です。

工期につきましては、令和9年度に実施する予定でございまして、令和9年6月から令和10年2月までを予定しております。

工事費につきましては、令和5年度に一旦設計を実施しましたが、設計内容の変更があったことから、現在、変更設計を実施しており、今年度中には設計額を算出する予定です。

なお、今回の工事費用に対し、隣保館部分及び児童館部分にそれぞれ国もしくは県からの補助を予定しております。

最後にその他でございしますが、改修工事期間中は臨時閉館とせず、原則、通常通り開館する予定です。

ただし、各部屋の工事の期間については、工事している間のみ、使用を中止とさせていただき、事前に会館入口にスケジュールを記載するなどし、周知を行っていきたいと考えております。

(島田会長)

ただいま、議題(3)のしょうぶ会館大規模改修工事についての説明がありました。

ご質問はございませんか。

(堀部委員)

運営委員会の役割は、運営委員会規則第2条でしょうぶ会館の運営に関し必要な事項を調査し、審議するとあるが、令和5年度の設計は運営委員会にかけられていたのか、また、令和6年度はかけられなかったが、令和7年度については、運営委員会に諮られるべきではなかったのか。アスベストの除去については国の除去基準を踏まえても、開館しながら除去工事を実施することを検討されたのか教えてください。

事務局（安藤担当主査）

まず、運営委員会については、令和5年度第2回の運営委員会で議題としてではなく、その他として図られていました。

今回につきましては、補助金を受けるうえで、急遽、予算計上しなければならなかったため、11月の議会に予算計上し、議決をいただき、すぐに契約する必要があったため、時間がなく、運営委員会に上げることができなかったものでございます。

アスベストにつきましては、小ホールの塗装の仕上げ材に含まれているもので、国の基準でレベル3相当ということで、壊したりしなければ飛散しないものとされており、今回の工事では、足場を設置する上で、壁に穴を開ける必要があり、壁の一部を壊す必要があるため、粉塵を吸い込みながら除去を実施する予定です。この工法については、設計業務委託先と調整し、実施することとしたものでございます。

(堀部委員)

しょうぶ会館の大規模改修工事については、今後も運営委員会に諮って進めていくという考えでよろしいでしょうか。また、令和7年度の設計については、会議に上げる暇がなかったため、先に進めたということによる

しいでしょうか。

事務局（須田人権推進課長）

変更設計についてですが、スケジュールを逆算して申し上げさせていただくと、令和9年度に補助金を活用しての工事とするためには、令和8年当初に県が補助金の予算を計上するための準備が必要となるため、令和8年3月までに変更設計が終わってなければならず、令和7年中に契約を始めないと間に合わないということであったので、令和7年11月の議会の補正予算に198万円の変更設計の予算を計上し上程させていただき、議決を12月23日にいただき、変更設計の契約を締結したところでございます。

11月の補正予算に上げるとなると、役所の内部の事務処理の手続き上、9月・10月の間に進めていかなければ間に合わないため、どうしてもその暇がなかったもので、今回、この場でご審議をいただくため、上程させていただいたものでございます。

今後につきましては、年2回運営委員会を予定しておりまして、お諮りしなければならない議案が生じた際には臨時で開かせていただくこともありますが、開催の時期に併せて報告するなり、臨時で招集させていただきましてご審議をいただくなり、時間がないときは報告ということもあるのですが、情報の共有とご審議をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

（島田会長）

ほかに質問はございませんか。

（島田会長）

無いようですので、しょうぶ会館大規模改修工事について、承認いただけますでしょうか。

(異議なしの声あり)

(島田会長)

ご異議無いものと認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。

(島田会長)

以上で、本日本日予定した議題は全て終了となります。

ご協力ありがとうございました。

これを持ちまして、議長の任を解かせていただきます。

事務局 (大塚館長)

島田会長、議事の進行、ありがとうございました。

それでは、次第の4 その他、でございますが、委員の皆様から何かございますか。

(無しの声)

事務局 (大塚館長)

特にごございませんでしたら、事務局よりご報告させていただきます。

事務局 (安藤担当主査)

初めに、「旧農園の返還について」説明します。

主にポピーまっりの会場として使用してきた、会館の北側にある農園につきまして、令和6年度に市の方針として「ポピーまつり」事業を中止することとなったため、地権者6名から借用してきた敷地について、返還することとなりました。

地権者に敷地を返還するにあたり、現状復旧してからの返還とするため、令和7年度当初予算にて、境界杭を復元するための測量業務委託、境界杭の位置を把握しやすくするための境界部の除草業務委託、山をならし、雑木の伐根を行う原状復旧工事を計上し、実施してきたところでございます。

地権者には、令和7年7月に返還に向けた事前説明を行い、11月に境界確認に立ち会っていただき、令和8年2月に同年3月末日付けで各地権者に返還することで了承いただいたところでございます。

現在、暖かくなり、雑草が繁茂してきましたので、今後3月末までの間に最後の除草を、会館のトラクターを用いて実施したうえで、返還する予定でございます。

以上、「旧農園の返還について」の報告となります。

事務局（大八木担当主査）

次に、来年度の運営委員会の開催につきましてでございます。

来年度の運営委員会は、年2回、5月と来年3月の開催を予定しております。また、必要があれば臨時に開催する場合もございます。

次回新年度、令和8年度第1回しょうぶ会館運営委員会の日程につきましては、5月下旬を考えております。

日程調整後、改めてご案内申し上げます。よろしく願いいたします。

事務局（大塚館長）

事務局からは、以上でございます。

それでは、次第5 閉会のご挨拶を今村副会長お願いいたします。

(今村副会長)

(今村副会長挨拶)

事務局 (大塚館長)

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和7年度第2回しょうぶ会館運営委員会を終了させていただきます。

大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和8年3月25日

佐藤 隆介

今村 望太郎

審 議 会 等 会 議 録

(注)特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。